

1 火災の防止

火災は、入居者の一人ひとりが注意することにより防げます。

万一、出火した場合は、落ちついて初期消火に努めてください。

2 防災管理

県営住宅のような集合住宅で、居住者が50人以上の場合は、消防法で防火管理者を定め所轄の消防署に届出することとなっています。

防火管理者は、初期消火、避難の方法などの訓練、指導を行いますので、みなさんもこの訓練に積極的に参加してください。

防火管理者についての詳細なことは、所轄の消防署にお問い合わせください。

▶自衛消防組織協力金制度

この制度は、防火管理に協力する団地自治会に対し、各団地の特性に応じた効果的な防火管理を行うことを推進するため、協力金を交付する制度です。

なお、協力金の額は住宅の戸数により異なっていますので、詳細については管理事務所へお問い合わせください。

3 災害発生時の手引き

▶火災の発生

<原因>

- 台所の火の不始末
- 揚げ物油の異常過熱
- 子供の火遊び

- 寝たばこ

- 石油ストーブの転倒

- 漏電

- 風呂の空だき

- ヒーター・アイロンのつけ放し

- 地震

- ガス漏れからの引火

<行動>

- 消火器などでの初期消火

- 連絡 消防119番 家族・近隣住宅

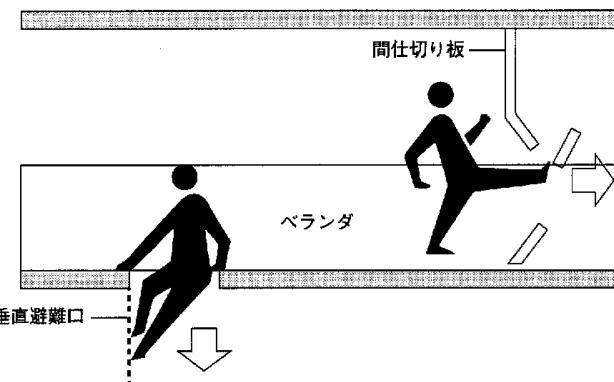
- 避難

- 一酸化炭素中毒の回避

▶避難方法

非常の場合に備え、各住宅には2方向の避難経路が設けられています。日頃から確認しておいてください。

<ベランダ(バルコニー)からの避難方法>



●間仕切り板

避難時には、突きやぶって隣の住宅へ行けます。避難路の確保のため、障害物は置かないでください。

●垂直避難口

避難時に、下の住宅へ移動するための経路です。使い方、開け方をよく確認しておいて

ください。

●避難スロープ

車イス対応住戸からの避難のためのスロープです。障害物などを置かないでください。

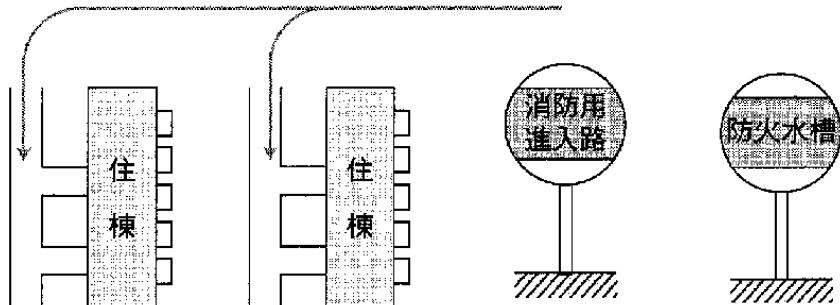
※ ベランダは避難上重要なものですので、当然、増築工事は厳しく禁止されています。

▶消火活動

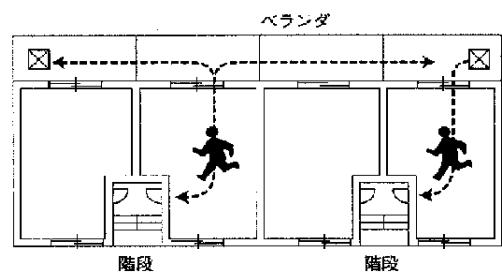
〈消防用進入路〉

- 団地内進入路は火災時に消防車が活動するための空地となりますので、車など、障害物を置かないでください。

消防用進入路



階 段 室 型



片 廊 下 型

